

平成20年10月21日

## 日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定の 効力の発生に関する通告について

日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定について、10月21日（火）の閣議決定を受け効力を発生させるための通告が、22（水）にアセアン各国になされます。これにより、この協定は12月1日（月）に発効することになります。

1. 本日（21（火））の閣議決定を受け、日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定（「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」）の効力を発生させるための通告が、22日（水）にアセアン各国に行われます。これにより、本協定は12月1日（月）に、同通告を今月中に行ったアセアン各国との間で効力を生じます。また、同通告を今後行うアセアン各国との間では、この協定の規定に従い順次効力が発生することとなります。
2. この協定は、アセアンとの間の経済連携を強化するため、我が国とアセアン各国との間の物品貿易を自由化・円滑化し、サービス貿易の自由化並びに投資の自由化及び保護について今後交渉を行うこと等を定めるもので本年4月に我が国及び全アセアン各国の署名が完了しています。
3. この協定の発効により、アセアンとの経済関係が一段と活性化され、ひいては、我が国とアセアンとの間の戦略的関係の強化にも寄与することが期待されます。

（参考）

この協定は、我が国にとり、既に発効しているシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイとの（二国間の）経済連携協定に続き、8番目に発効する経済連携協定であり、我が国にとって初の多数国間の協定となります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局 経済連携課長 三田紀之

担当者：山崎、松原

電話：03-3501-1511（内線2981）

03-3501-1700（直通）